

災害復旧事業における補助率及び負担率

事業名	補助区分	事業主体	事業内容	補助率及び負担率		
				国	市	地元
農地災害復旧事業	国補	市	暴風雨等による災害で被災した箇所を復旧する事業 (40万円以上)	50%	40%	10%
農業用施設災害復旧事業	国補	市		65%	28%	7%
農地災害復旧事業	市単	市	暴風雨等による災害で被災した箇所を国庫補助で計上できない場合に行なう事業	—	50%	50%
農業用施設災害復旧事業	市単	市		—	80%	20%

※ 農地災害復旧事業については、農地の傾斜度及び被害面積に応じて事業費限度額が算出されます。

事業費限度額とは、災害復旧事業費の額が、当該災害にかかった農地が変わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額として、農林水産大臣が毎年定めるところにより算定される金額です。

もしも、災害復旧事業費の額が事業費限度額を超えた場合、超える部分についての国の補助は非補助となります。

◎算出方法：被災農地面積×国が定める面積当りの換算係数＝事業費限度額